

令和元年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

1 2 月臨時会
(1 2 月 2 5 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 5 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

第5号 12月25日(水)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名(2番 獅山向洋君、18番 竹中秀夫君)	3
会期の決定	3
議案第9号上程(管理者提案説明)	3
議案第9号(質疑・討論)	5
議案第9号(採決)	5
議案第10号上程(管理者提案説明)	5
議案第10号(質疑・討論)	6
議案第10号(採決)	6
議案第11号上程(管理者提案説明)	7
議案第11号(質疑・討論)	9
議案第11号(採決)	9
議案第12号上程(管理者提案説明)	9
議案第12号(質疑・討論)	11
議案第12号(採決)	11
議案第13号上程(管理者提案説明)	11
議案第13号(質疑・討論)	13
議案第13号(採決)	13
議案第14号上程(管理者提案説明)	13
議案第14号(質疑・討論)	13

議案第 14 号（採決）	14
閉会	14
付録	
全員協議会（令和元年 12 月 25 日）	15

12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第5号）

令和元年12月25日（水）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第9号上程
- 第5 議案第10号上程
- 第6 議案第11号上程
- 第7 議案第12号上程
- 第8 議案第13号上程
- 第8 議案第14号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第9号 令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案
- 日程第7 議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案
- 日程第8 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第9 議案第14号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

会議に出席した議員（17名）

2番 獅山 向洋 君

12番 澤田 源宏 君

3番 富 永 勉 君
4番 北 川 和 利 君
5番 角 井 英 明 君
7番 木 下 茂 樹 君
8番 西 澤 清 正 君
9番 北 川 元 氣 君
10番 赤 井 康 彦 君
11番 黒 澤 茂 樹 君

13番 中 野 正 剛 君
14番 杉 原 祥 浩 君
15番 伊 藤 容 子 さん
16番 馬 場 和 子 さん
17番 河 村 善 一 君
18番 竹 中 秀 夫 君
19番 安 澤 勝 君

会議に欠席した議員（2名）

1番 木 村 修 君

6番 西 澤 伸 明 君

議場に出席した事務局職員

事務局 長 神細工 信 二
事務局 次長 中 江 淳 展

事務局 副主幹 高 橋 大
書 記 荒 木 潤

会議に出席した説明員

管 理 者 大久保 貴 君
副 管 理 者 山 田 静 男 君
副 管 理 者 有 村 国 知 君
副 管 理 者 伊 藤 定 勉 君
副 管 理 者 久 保 久 良 君
会 計 管 理 者 山 縣 忠 一 君
事 務 局 長 神細工 信 二 君

総 務 課 長 中 江 淳 展 君
総 務 課 長 補 佐 高 橋 大 君
紫 雲 苑 場 長 上 田 文 夫 君
中 山 投 棄 場 長 山 本 登 君
建 設 推 進 室 長 杉 山 暢 基 君
建 設 推 進 室 主 幹 宮 川 伸 夫 君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 2 時 00 分開会

○議長(安澤勝君) それでは、ただいまから令和元年 12 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和元年 12 月臨時会は、成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長(安澤勝君) 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただ今ご着席の議席といたします。4 番 北川和利君。8 番 西澤清正君。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(安澤勝君) 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、18 番 竹中秀夫君、2 番 獅山向洋君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長(安澤勝君) 次に、日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安澤勝君) 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

日程第 4 議案第 9 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)

○議長(安澤勝君) 次に、日程第 4、議案第 9 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) 議案の概要をご説明いたします。お手元の議案書で別冊としてございます議案第 9 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)の概要につきまして、ご説明を申し上げます。補正前予算総額 4 億 8,877 万 1,000 円に対しまして、歳入歳出それぞれ 760 万 3,000 円を増額し、予算総額を 4 億 9,637 万 4,000 円とするものでございます。今回の補正の内容につきましては、歳入におきまして歳出予算に前年度繰越金の一部を充当したことによる負担金の減額や前年度の決算上剰余金を繰越金に計上するものでございます。歳出におきましては、本年 8 月 7 日の人事院勧告に伴い給料等の増額を計上するもの。また、歳入の繰越金に計上した額の一部について財政調整基金へ積立てるものなどがございます。詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、令和元年度補正予算書の1ページをお開き願います。議案第9号の提出議案でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,637万4,000円とするものでございます。次に2ページ第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金を歳出の補正に伴いまして1,221万2,000円減額し4億1,773万2,000円とするものでございます。第6款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、1,981万5,000円を増額し2,281万5,000円とするものでございます。次に3ページをご覧ください。歳出につきましては、第1款 議会費、第1項 議会費でございますが、7万8,000円を増額し42万3,000円とするものでございます。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費でございますが、752万5,000円を増額し1億6,058万円とするものでございます。したがって、歳入歳出合計ともに補正前の4億8,877万1,000円に760万3,000円を増額し4億9,637万4,000円とするものでございます。歳入歳出それぞれの詳細な補正内容につきましては、5ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書および別紙の12

月補正予算案の概要により説明させていただきます。先に歳出から説明させていただきますので、9ページをお開き願います。3 歳出、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、第9節 旅費におきまして7万8,000円の増額を行うものです。これは当初予算で定例会2回、臨時会2回の開催を見込んでおりましたが、さらに1回の臨時会開催の必要が生じたためでございます。次に10ページ第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費、第2節 給料におきまして6万7,000円の増額を、第3節 職員手当等におきまして23万円の減額を、第4節 共済費におきまして7万6,000円の増額を、そして第19節 負担金、補助及び交付金につきまして1,000円の増額を計上しており、それぞれ本年8月7日の人事院勧告に伴い職員の給与費を補正するものでございます。唯一減額となります第3節 職員手当等は、人事院勧告に伴う職員手当額の増額を上半期の時間外勤務手当の実績による減額分が上回ったものでございます。次に第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金のうち760万3,000円を増額し積立てるものでございます。次に、第5目 退職手当基金積立金についても人事院勧告の給与費の増額補正に伴い8,000円を増額し積立てるものでございます。それでは、恐れ入りますが7ページに戻っていただきまして2 歳入についてご説明させてい

たきます。第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金は、次にご説明申し上げますが、第6款 繰越金 1,981万5,000円のうち、1,221万2,000円を建設推進室の事業費、これは、8月に議決いただいた地質・断層調査業務 3,671万8,000円に充当いたしますことから減額となるものです。なお、各市町の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございます。次に8ページ第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、既決予算額 300万円に対しまして 1,981万5,000円を増額し 2,281万5,000円とするものです。これは、平成30年度の決算上剰余金と同額の 2,281万5,000円とするものでございます。最後になりますが、11ページ補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当等、共済費の内訳を記載しております。なお、特別職の給与費については、補正等はありません。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長(安澤勝君) これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安澤勝君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9

号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安澤勝君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(安澤勝君) 次に、日程第5、議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) 議案第10号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。本年8月7日の人事院勧告に基づき去る11月22日に国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、当組合の一般職の職員の給与についても一般職の国家公務員の給与改定に準じ所要の改正を行うものでございます。具体的には、行政職の給料表において平均0.1%の引

上げ、一級の初任給を大卒 1,500 円、高卒 2,000 円の引上げ、勤勉手当の支給月数の改定等でございます。詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） お手元の資料別添 2 をご覧ください。こちらが、条例改正の概要書となっております。この度の給与改定では、月例給ならびに期末勤勉手当のうちの勤勉手当が引上げとなります。第 1 条で行政職給料表において改定率として平均で 0.1% の引上げとなります。初任給は、大卒を 1,500 円、高卒を 2,000 円引上げ 30 歳台半ばまでの職員が在籍する号給についても所要の改正となります。また、勤勉手当は、12 月期の支給月数を 0.925 月分から 0.975 月分へ 0.05 月分引上げとなります。第 2 条では、住居手当について改定しており、手当の支給対象となる家賃額の下限を 1 万 2,000 円から 1 万 6,000 円に 4,000 円を引上げ、これに伴う原資を用いて民間での支給状況を踏まえ、手当額の上限を 2 万 7,000 円から 2 万 8,000 円に 1,000 円引上げるものです。また、勤勉手当は第 1 条において令和元年度は 12 月期の支給月数を現行の 0.925 月を 0.05 月引上げ 0.975 月としたものを令和 2 年度以降におきましては、6 月期、12 月期で均等となる

よう、それぞれ 0.95 月の支給月数にするものです。この条例は公布の日から施行しますが、それぞれの規定の施行日および適用日については、付則において定めております。なお、この度の給与に関する条例改正については、去る 11 月 26 日に労働組合と交渉を行い、改正内容も含め妥結しておりますことを申し添えます。以上が、組合職員の給与に関する条例改正に係る説明でございます。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておきませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 10 号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 10 号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 11 号 彦根愛知犬上広域行政組合第 1 号会計年度任用

職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案

○議長(安澤勝君) 次に、日程第6、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) 議案第11号彦根愛知犬上広域行政組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。本条例制定の趣旨といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について会計年度任用職員の任用等に関する規程が整備され、当組合を含む全国の地方公共団体で令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度を導入することとなり、報酬、期末手当および費用弁償について新たに条例を制定するものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(安澤勝君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中江淳展君) それでは、詳細につきましてご説明させていただきます。議案第11号と別添3をご覧ください。新設条例概要書でございます。まず、第1条では条例の趣旨を謳っており地方公務員法第24条第5項に基づき、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する事項を定めることを規定しております。第2条は、第1号会計年度任用職員に支給する報酬等について基本報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、期末手当、費用弁償とすることを規定するものでございます。第3条は次ページにまたがりませんが、第2条で規定する報酬のうち、基本報酬について規定するものでございます。第1項では、基本報酬について、月額、日額、時間額で支給することを定めており、続く第2項では月額、日額、時間額のそれぞれの基本報酬の上限となる額について規則で定めることとしております。なお、月額、日額、時間額の区分ごとに定める額については、第2項第1号から第3号において、それぞれの区分ごとにこの後説明いたします。第2号会計年度任用職員フルタイム勤務の給料上限月額を基準にフルタイム職員の一週間あたりの勤務時間に対するその会計年度任用職員の一週間あたりの勤務時間に応じて定めることとしております。第4条は、基本報酬の支給方法等について規定するもので、第1項では計算期間について月の一日から末日

までを期間とすること、また、支給日を規則で定めることとしております。なお、規則で定める支給日については、21日を考慮しております。第2項および第3項では、第1号会計年度任用職員の基本報酬について任用された日から支給を開始し、退職した日まで支給することを規定しております。第4項では、月額で報酬を支給する第1号会計年度任用職員について月の途中で任用、あるいは、退職した場合には月額の報酬を勤務日数に応じて日割りすることを規定しております。第5条は、第1号会計年度任用職員が彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する同手当の支給対象となる業務に従事したときには、同手当に相当する特殊勤務報酬を支給することを規定するものです。なお、対象となる主な業務は、紫雲苑に勤務する職員に対して支給される火葬業務手当および投棄場に勤務する一部の職員に対して支給される廃棄物埋立作業手当などがございます。第6条は、いわゆる時間外勤務手当に相当する時間外勤務報酬に関する規定でございます。時間外勤務報酬の支給額について原則といたしましては、正規職員例と同様になりますが、一日の勤務時間が、7時間45分に満たない第1号会計年度任用職員については、本条第2項において再任用短時間勤務職員の例によることとしております。第7条は、祝日や12月29日から1月3日までの年末年始に

勤務した場合に支給する休日勤務割増報酬に関する規定でございます。これは、正規職員の休日勤務手当に相当するもので第2項で規定されている支給額は、正規職員と同様に一時間あたりの給与額に100分の135を乗じた額を支給することになります。第8条は、第1号会計年度任用職員の期末手当に関する規定でございます。任用期間が6か月以上の第1号会計年度任用職員に対しては、規則で定める場合を除き期末手当を支給することとする規定でございます。支給割合については、正規職員の例によることとしております。第9条は、第1号会計年度任用職員の一時間あたりの基本報酬額の算出方法について規定するものでございます。月額で基本報酬を定める職員については、正規職員の例によることとしております。日額で基本報酬を定める職員については、基本報酬の日額を一日の勤務時間で除した額とすることとしております。第10条は、基本報酬の減額について規定したものでございます。減額する額については、勤務しない一時間につき、一時間あたりの基本報酬額を減額するものでございます。第11条は、第1号会計年度任用職員の報酬および期末手当から控除できるものについて規定するものでございます。第12条は、第1号会計年度任用職員の報酬および期末手当について金融機関の口座振込により支給することができることを規定するものでございます。第

13条は、通勤にかかる費用弁償、いわゆる通勤手当の支給に係る規定でございます。支給額につきましては、正規職員の通勤手当の例によること、また、一か月あたりの通勤回数を考慮して支給することとしております。第14条は、第1号会計年度任用職員が公務により出張する際の費用弁償について規定するものでございます。第1号会計年度任用職員の旅費につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合職員等の旅費に関する条例の例により支給することとしております。第15条は、規則への委任について定めたものでございます。なお、付則におきまして施行日を令和2年4月1日とするものでございます。以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案

○議長（安澤勝君） 次に、日程第7、議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。本条例制定の趣旨といたしましては、先の条例案と同様、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度を導入することとなり、フルタイムで勤務する第2号会計年度任用職員に対して支給する給与および旅費について、新たに条例を制定するものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局

からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） お手元の議案第 12 号と別添 4 をご覧ください。そのうちの別添 4 新設条例概要書に基づき、ご説明させていただきます。まず、第 1 条では条例の趣旨をうたっており、地方公務員法第 24 条第 5 項に基づき、第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する事項を定めることを規定しております。第 2 条は、第 2 号会計年度任用職員に支給する給料については、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であること、また、後ほどご説明いたします本条例第 5 号第 1 項に掲げる手当を除くことを規定するものでございます。また、第 2 項において、第 2 号会計年度任用職員に係る給料について給与条例別表第 1 行政職給料表に定める 2 級における最高の号給の給料月額の範囲内で支給することを定めております。第 3 条は、第 2 号会計年度任用職員の職務の級および号給について、他の常勤職員との権衡や職務の特殊性等を考慮し、規則に定める基準に従い管理者が決定することを規定するものでございます。第 4 条は、第 2 号会計年度任用職員の給料について、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例、つまり、正規職員に倣って支給することを規定するものでございます。第 5 条は次ページにまたがりますが、第 2 号会計年度任用職員には、本条例第 2 条で規

定する給料のほかに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、退職手当を支給することを規定するものでございます。このうち、第 2 項において期末手当については、任期の定めが 6 か月以上の第 2 号会計年度任用職員に限り支給することを規定しています。また、第 3 項においては、第 2 項で定めるもののほか第 1 項各号で定める手当は、いわゆる正規職員の給与条例の例によって支給することとしております。第 6 条は、第 2 号会計年度任用職員の給与から法律または条例により特に認められた場合を除き控除できるものについて規定するものでございます。第 7 条は、第 2 号会計年度任用職員の給与について金融機関の口座振込により支給することができることを規定するものでございます。第 8 条は、第 2 号会計年度任用職員の給与の支給について第 2 条から第 7 条までに規定するほか、給与条例の適用を受ける職員、いわゆる正規職員の例によることを規定するものでございます。第 9 条は、第 2 号会計年度任用職員の旅費に関する規定でございます。第 1 項において、第 2 号会計年度任用職員に対して旅費を支給すること、また、第 2 項において旅費の支給については、彦根愛知犬上広域行政組合職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員、いわゆる正規職員の旅費の例によることを規定するものです。第 10 条は、規則への委任

について定めたものでございます。なお、付則におきまして、本条例の施行日は令和2年4月1日とするものでございます。以上で、彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案の説明を終わらせていただきます。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12号 彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

○議長（安澤勝君） 次に、日程第8、

議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。条例改正の趣旨といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和2年4月1日付けで施行されることにより、新たに会計年度任用職員制度が導入されます。これに伴い、当組合の関連する条例の改正を行うものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第13号の改正内容につきまして、別添5の条例改正概要書に基づきご説明させていただきます。第1条は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、同条例第3条に

第4項として法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中3年を超えない範囲内とあるのは法第22条の2第2項の規定に基づき管理者が定める任期の範囲内とする、という項目を新たに加えるものでございます。これについて同条例第3条第1項では心身の故障による休職の効果について休職期間は3年を超えない範囲と規定しておりますが、会計年度任用職員についてはその任期の範囲内とするものです。これは、改正地方公務員法において会計年度任用職員の任期は採用の日から採用日が属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることと規定されるためでございます。第2条は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、同条例第3条中、給料の次におよびこれに対する地域手当を加えるものでございます。これにつきましては、減給の対象について報酬として支給する第1号会計年度任用職員の報酬を減給の対象に含めるとともに、減給の対象として同条において、これまでは給料と表記しておりましたものを給料およびこれに対する地域手当に改めるものでございます。第3条は、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、同条例第31条をこの条例に定めるも

ののほか、常勤を要しない職員の給与は別に定めるに改めるものでございます。これにつきましては、現在、臨時的任用職員と再任用短時間勤務の職員を除く非常勤の職員の給与につきましては、任命権者が予算の範囲内で別に定めることとなっておりますが、令和2年度以降会計年度任用職員の給与または報酬につきましては、先ほど別添3と別添4で説明いたしました議案において定めることとするためです。なお、令和2年度以降は臨時的任用職員の任用については、正規職員に欠員が生じた場合のみ雇用することが可能となり、正規職員の代替として勤務していただくこととなるため、臨時的任用職員の給与については彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例、つまり、正規職員の例により支給することになります。第4条は、彦根愛知犬上広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、第3条中非常勤職員の次に法第22条の2第1項第2号に掲げる職員およびを加えるものでございます。具体的には、地方公務員法第58条の2で規定されている任命権者が地方公共団体の長に対して行う、任用や給与、勤務時間その他の勤務条件などの報告につきましては、報告の対象にフルタイムで勤務する第2号会計年度任用職員を含めることとするものでございます。なお、付則におきまして、本条

例の施行日は令和2年4月1日とするものでございます。以上で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の説明を終わらせていただきます。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（安澤勝君） 次に、日程第9、議案第14号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求

めることについてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、8番 西澤清正君の退席を求めます。

〔西澤清正議員、退席〕

○議長（安澤勝君） それでは、職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第14号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきましてご説明いたします。当組合の議会選出の監査委員でありました西澤清正議員につきまして、去る11月13日豊郷町議会議員としての任期が満了したことに伴い、当組合の監査委員としての任期も満了となりましたことから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき後任の監査委員として当組合議会から選出のあった西澤清正議員を引き続き選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第14号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 14 号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第 14 号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

○議長（安澤勝君） 8 番 西澤清正君の入場を許可します。

〔西澤清正議員、入場〕

○議長（安澤勝君） ただいま、当組合監査委員として、議会の同意を得ましたので、西澤議員のごあいさつをお願いいたします。

○8 番（西澤清正君） みなさん今回監査委員の選任にご同意いただき誠にありがとうございます。これからも一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安澤勝君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年 12 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様ご苦勞さまでございました。

会議録署名議員

議長 安澤 勝

議員 獅山 向洋

議員 竹中 秀夫

午後 2 時 41 分閉会

全 員 協 議 会

(12 月 25 日)

令和元年 12 月 25 日(水曜日)

午後 1 時 58 分閉会

○議長(安澤勝君) 皆さん、こんにちは。本日は、師走の大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、臨時会の開会前に、お時間をいただき、全員協議会を行います。はじめに、本日の臨時会の欠席者について、事務局から報告があります。事務局長。

○事務局(神細工事務局長) 失礼いたします。欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。甲良町の木村修議員が所用のため欠席でございます。同じく、甲良町の西澤伸明議員から体調不良のため急きょ欠席するとの連絡が入りましたので、ご報告申し上げます。また、理事者側であります副管理者の野瀬甲良町長につきましては、12月23日に町長を失職されましたことから空席となっております。以上でございます。

○議長(安澤勝君) ありがとうございました。これをもちまして全員協議会を終わります。

次に、今臨時会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、改めまして、こんにちは。師走、何かとお忙しいところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から当組合の管理運営に

格別のご理解、ご協力をちょうだいしておりますこと、あらためて厚くお礼申し上げます。

本日は、令和元年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、彦根愛知犬上広域行政第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例案、彦根愛知犬上広域行政組合第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案および彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについての議案を提案させていただきます。何卒、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。それでは、開会前に一言ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(安澤勝君) ありがとうございました。

午後 2 時 00 分閉会